

独立行政法人工業所有権情報・研修館役員報酬規程

20010401 情館 005
平成 13 年 4 月 1 日

- 改正 20011205 情館 001 (平成 13 年 12 月 6 日施行)
- 改正 20021128 情館 001 (平成 14 年 12 月 10 日施行) (平成 15 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20030613 情館 001 (平成 15 年 6 月 15 日施行)
- 改正 20030926 情館 001 (平成 15 年 10 月 1 日施行)
- 改正 20040331 情館 002 (平成 16 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20041001 情館 040 (平成 16 年 10 月 1 日施行)
- 改正 20041128 情館 004 (平成 17 年 12 月 1 日施行)
- 改正 20060401 情館 025 (平成 18 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20070326 情館 005 (平成 19 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20080331 情館 005 (平成 20 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20090529 情館 003 (平成 21 年 6 月 1 日施行)
- 改正 20091130 情館 012 (平成 21 年 12 月 1 日施行)
- 改正 20100318 情館 002 (平成 22 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20101130 情館 006 (平成 22 年 12 月 1 日施行)
- 改正 20110329 情館 010 (平成 23 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20120228 情館 001 (平成 24 年 3 月 1 日施行)
- 改正 20150319 情館 004 (平成 27 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20150929 情館 003 (平成 27 年 10 月 1 日施行)
- 改正 20160224 情館 003 (平成 28 年 3 月 1 日施行)
- 改正 20161129 情館 007 (平成 28 年 12 月 1 日施行)
- 改正 20171215 情館 001 (平成 29 年 12 月 20 日施行)
- 改正 20181225 情館 002 (平成 30 年 12 月 26 日施行)
- 改正 20190326 情館 017 (平成 31 年 4 月 1 日施行)
- 改正 20191126 情館 001 (令和元年 11 月 26 日施行)
- 改正 20201124 情館 001 (令和 2 年 11 月 27 日施行)

(総則)

第 1 条 独立行政法人工業所有権情報・情報館 (以下「情報・研修館」という。) の役員
の報酬については、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第 2 条 役員
の報酬は、常勤役員については、基本俸給、通勤手当、及び業績給、非常勤
役員については、非常勤役員手当とする。

(常勤役員の基本俸給)

第3条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる俸給の月額に、次項に定める地域手当の月額を加える額に12を乗じて得た額に、期末手当を加えた額とする。

- | | |
|-------|----------|
| 一 理事長 | 965,000円 |
| 二 理事 | 761,000円 |
| 三 監事 | 635,000円 |

2 常勤役員に対する地域手当の月額は、俸給の月額に独立行政法人工業所有権情報・研修館職員給与規程(20010401情館005。以下、「給与規程」という。)11条第2項の規定に準じた支給割合を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日等)

第4条 報酬(期末手当及び業績給を除く。)は、給与規程第3条の規定による日にその月額を支給する。

2 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

3 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

第5条 新たに役員となった者には、その日から報酬(期末手当及び業績給を除く。以下同じ。)を支給する。

2 役員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額(通勤手当を除く。)は、その月の総日数から、土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、給与規程第13条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、給与規程第13条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

(期末手当)

第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任さ

れ、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれその期末手当基準日現在（退職し、若しくは解任され又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、若しくは解任され、又は死亡した日現在）において、当該役員が受けるべき俸給の月額に地域手当の月額を加えた額、俸給の月額に地域手当の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の296.5を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当は、当該年度の6月に支給する場合においては前項の規定する期末手のうち100分の50、12月に支給される場合においては前項の規定する期末手当のうち100分の50を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 4 基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員から引き続き常勤役員となった者（独立行政法人工業所有権情報・研修館役員退職手当規程（20011101 情館001。）第6条の2及び第3項に規定する者に限る。）については、その者の国家公務員として引き続き在職期間を常勤役員としての引き続き在職期間とみなす。
- 5 基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した常勤役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

（業績給）

- 第8条 業績給は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号 第32条第3項に基づき、経済産業大臣から当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日（以下「評価結果通知日」という。）から起算して二月を超えない範囲に前年度において在職した常勤役員に対して支給する。
- 2 年度の初日以外の日において新たに任命された常勤役員及び年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した常勤役員の業績給の額は日割り計算で支払う。
 - 3 前項の日割り計算をするときは、業績給の額を365で除した額を一日分とする。
 - 4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に規定する基本俸給の額に、次の表に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	評価結果に即した割合
S評価	100分の10
A評価	100分の7.5
B評価	100分の5
C評価	100分の2.5
D評価	100分の零

5 常勤役員（理事長を除く。以下この項において同じ。）の業績給の額は、経済産業大臣の業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

（端数の処理）

第9条 この規定により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（非常勤役員手当の額）

第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額131,000円とする。

（実施細則）

第11条 報酬の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月6日 20011205 情館001）

（施行期日）

この規程は、制定の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年12月10日 20021128 情館001）

（施行期日）

1 この規程は、制定の日から施行し、平成14年12月1日から適用する。ただし、第2条並びに附則第3項の規定は15年4月1日から施行する。

（平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、第1条の規定による改正後の独立行政法人工業所有権総合情報館役員報酬規程（以下この項において「改正後の報酬規程」という。）第8条第2項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成14年12月1日（期末特別手当については改正後の報酬規程第8条第1項後段の規定の適用を受ける役員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。）

まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給並びに俸給の額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の報酬規程の規定による俸給月額並びに改正後の報酬

規程の規定により算定した場合の俸給等の合計額

(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する第2条の規定による改正後の報酬規程第8条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第8条第2項第一号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第8条第2項第二号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第8条第2項第三号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第8条第2項第四号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則 (平成15年6月13日 20030613 情館001)

(施行期日)

この規定は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成15年6月15日から適用する。

附 則 (平成15年9月26日 20030926 情館001)

(施行期日)

- 1 この規程は、制定の日から施行し、平成15年10月1日から適用する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、役員報酬規程第7条第2項で規定する期末手当基礎額に同条第3項で規定する支給割合及び在職期間別の割合を乗じて得た額から、平成15年4月に受けた報酬(本俸、特別調整手当及び通勤手当の月額)に1.07%を乗じて得た額に本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と平成15年6月に支給した期末特別手当の額に1.07%を乗じて得た額の合計額を減じた額とする。

附 則 (平成16年3月31日 20040331 情館002)

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月1日 20041001 情館040)

(施行期日)

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成16年10月1日から適用する。

附 則 (平成17年11月28日 20051128 情館004)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の役員報酬規程第7条の規定

にかかわらず、100分の149.85に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、改正後の役員報酬規程第7条第3項第1号から4号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則 (平成18年4月1日 20060401 情館 025)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日の前日から引き続き在職する常勤役員については、第3条に基づき、その者の受ける俸給の月額が、平成18年3月31日において受けていた俸給の月額を下回る場合にあっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を俸給の月額として支給する。

一 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間

イ 理事長	963,000円
ロ 理事	761,000円
ハ 監事	618,000円

二 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間

イ 理事長	939,000円
ロ 理事	741,000円
ハ 監事	602,000円

附 則 (平成19年4月1日 20070326 情館 005)

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日 20080331 情館 005)

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日 20090529 情館 003)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
(平成21年6月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 2 平成21年6月30日に支給する場合における規程第7条第3項の適用については、同項中「6月に支給する場合においては前項の規定する期末手当のうち100分の50」を「6月に支給する場合においては前項の規定する期末手当のうち100分の50を乗じて得た額より、当該役員が受けるべき俸給の月額に地域手当の月額を加えた額、俸給の月額に地域手当の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の18を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日 20091130 情館 012）

（施行期日）

1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 平成 21 年 12 月 10 日に支給する場合における規程第 7 条第 3 項の適用については、同項中「12 月に支給する場合においては前項の規定する期末手当のうち 100 分の 50」を「12 月に支給する場合においては前項の規定する期末手当のうち 100 分の 50 を乗じて得た額より、当該役員が受けるべき俸給の月額に地域手当の月額を加えた額、俸給の月額に地域手当の月額を加えた額に 100 分の 20 を乗じて得た額並びに本俸月額に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 12.68 を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日 2010318 情館 002）

（施行期日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日 20101130 情館 006）

（施行期日）

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 平成 22 年 12 月 10 日に支給する場合における規程第 7 条第 3 項の適用については、同項中「12 月に支給する場合においては前項の規定する期末手当のうち 100 分の 50」を「12 月に支給する場合においては前項の規定する期末手当のうち 100 分の 50 を乗じて得た額より、当該役員が受けるべき俸給の月額に地域手当の月額を加えた額、俸給の月額に地域手当の月額を加えた額に 100 分の 20 を乗じて得た額並びに本俸月額に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 17.97 を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日 20110329 情館 010）

（施行期日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日 20120228 情館 001）

（施行期日）

1 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

（平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 平成 24 年 6 月 30 日に支給する場合における規程第 7 条第 3 項の適用については、同項中「6 月に支給する場合においては前項の規定する期末手当のうち 100 分の 50」を「6 月に支給する場合においては前項の規定する期末手当のうち 100 分の 50 を乗じて得た額より、当該役員が受けるべき俸給の月額に地域手当の月額を加えた

額、俸給の月額に地域手当の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の4.27を乗じて得た額を減じた額」とする。

附 則 (平成27年4月1日 20150319 情館004)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き在職する常勤役員については、第3条に基づき、その者の受ける俸給の月額が、平成27年3月31日において受けていた俸給の月額を下回る場合にあっては、次号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を俸給の月額として支給する。
 - 一 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間

イ 理事長	912,000円
ロ 理事	720,000円
ハ 監事	585,000円

附 則 (平成27年10月1日 20150929 情館003)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第8条の規定は平成27年8月1日から適用する。この場合において、平成27年度における同条の規定の適用については、同条第1項中「一月」とあるのを「二月」と読み替えるものとする。

附則 (平成28年3月1日 20160224 情館003)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、第7条第2項の規定については平成27年4月1日から適用する。

(平成27年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成27年6月及び12月に支給する期末手当の額は、改正後の役員報酬規程第7条の規定にかかわらず、平成27年6月は100分の135.75に、平成27年12月は100分の140.75に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、改正後の役員報酬規程第7条第3項第1号から4号に定める割合を乗じて得た額とする。

附則 (平成28年12月1日 20161129 情館007)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附則 (平成29年12月20日 20171215 情館001)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月20日から施行し、改正後の規程は平成29年4月1

日から適用する。

附則（平成30年12月26日 20181225 情館002）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年12月26日から施行し、改正後の規程は平成30年4月1日から適用する。

附則（平成31年4月1日 20190326 情館017）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年11月26日 20191126 情館001）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年11月26日から施行し、改正後の規程は平成31年4月1日から適用する。

附則（令和2年11月27日 20201124 情館001）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年11月27日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和2年12月に支給する期末手当の額は、改正後の役員報酬規程第7条の規定にかかわらず、100分の145.75に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、改正後の役員報酬規程第7条第3項第1号から4号に定める割合を乗じて得た額とする。